

公的施設等運営評価調査  
(令和 3 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 3 年度
状況調査基準年月日	令和4年4月1日

施設名	阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター	施設所管部課室	危機管理部 防災支援課		
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	防災企画班長 ( 職員 )	島浦 佳樹 向井所 孝彰	内線 ( 5387 )

1 施設概要

設置目的	阪神・淡路大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に生かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献する						
設置根拠	条例名称 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例 (平成14年3月27日 条例第 30 号)						
所在地等	所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2		設置年月日	平成 14 年 4 月 27 日 (R 4.4現在経過年数 20 年)		
	電話番号	078-262-5050		直近の大規模改修年月	令和 4 年 3 月 (R 4.4現在経過年数 0 年)		
	HP・電子メール	http://www.dri.ne.jp/					
敷地面積	敷地面積	15,792.20 m <sup>2</sup>	所有者別 内訳	兵庫県	15,792.20 m <sup>2</sup>	県	
					m <sup>2</sup>	その他	
施設内容	延床面積	18,754.77 m <sup>2</sup>					
	【各施設名とその概要】 (西館)展示(大震災の教訓、防災研究の現状等)、資料収集・保存(阪神・淡路大震災や防災に関する資料)、調査研究(災害対策や防災政策の立案・推進に資する研究)、研修事業(若手防災専門家等の育成)、災害対応の現地支援(被災地への専門家派遣等) (東館)展示(BOSAIサイエンスフィールド、こころのシアター等)、国際防災等拠点形成(国際防災・環境関係機関等との交流、ネットワーク)、防災教育(県立大学による高等教育の実施)						
利用時間	9:30~17:30(入館は16:30まで) ただし、7~9月は9:30~18:00(入館は17:00まで)、金・土曜日は9:30~19:00まで(入館は18:00まで)						
休館日	毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)、年末年始の12月31日と1月1日						
利用料金	利用料金制度	導入済		料金体系	別紙のとおり		
	名称						
整備費	12,796,550 千円						
	(内訳)	当初 整備	施設建築費	12,059,210 千円			
			用地費	千円			
			備品費等	千円			
			その他	千円			
	大規模 改修	財源内訳	改修費	737,340 千円			
			備品費等	千円			
			その他	千円			
			国庫	3,002,720 千円	起債	8,895,000 千円	
	施設 拡充	財源内訳	施設拡充等	千円			
備品費等			千円				
その他			千円				
特定			千円	一般	161,490 千円		
	国庫	千円	起債	千円			
	特定	千円	一般	千円			
業務内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災及び防災に関する資料(以下「センター資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用に供すること。</li> <li>阪神・淡路大震災の経験と教訓を学習する機会を提供すること。</li> <li>災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する活動に対する支援を行うこと。</li> <li>防災に係る総合的かつ実戦的な能力を有する人材を育成すること。</li> <li>阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する実戦的な調査研究を行うこと。</li> <li>阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた防災に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。</li> <li>大学、研究機関等との相互協力を行うこと。</li> <li>阪神・淡路大震災の経験と教訓の継承に資する事業又は防災に関する事業を行う公共的団体の事務所として施設をその利用に供すること。</li> <li>前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務</li> </ol>						

2 運営体制

運営形態	指定管理者制度						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名	(公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構		指定の方法	特定の者を指定する施設	
		所在地	県内所在地	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2		特定の者を 指定する理由	高度な専門的知識の蓄積・活用等が 必要とされる施設
		主たる事務所					
		指定管理期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日		履行保証保険の付保	していない	
		導入(予定)時期	平成18年4月1日 ~				
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	年度	公募回数	回目			
職員数		平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
	総数	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人	
	うち県出向	9 人	9 人	9 人	8 人	8 人	
	正規	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人	
	その他	16 人	16 人	16 人	17 人	17 人	
組織図	<pre> graph TD     A[センター長] --- B[副センター長(総括担当)]     A --- C[副センター長(運営担当)]     B --- D[事業部長]     B --- E[研究部長]     D --- F[普及課]     D --- G[事業課]     D --- H[運営課]     E --- I[上級研究員]     E --- J[研究員]         </pre>						

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
支出	697,401	699,962	874,898	789,709	774,717	
人件費	180,060	189,805	192,518	189,325	191,325	
維持管理費	228,752	222,671	229,341	213,111	193,887	
事業運営費	288,589	287,486	290,039	291,473	321,948	
その他	0	0	163,000	95,800	67,557	
収入(財源内訳)	697,401	699,962	874,898	789,709	774,717	
県費	一般財源	332,322	336,896	576,675	480,189	382,957
	使用料収入					
	他(国庫・CSR等)	251,228	251,228	251,228	251,228	251,228
	計	583,550	588,124	827,903	731,417	634,185
指定管理者等	利用料金	113,851	111,838	46,995	58,292	140,532
	自主事業					
	自主財源					
	計	113,851	111,838	46,995	58,292	140,532

※ 令和4年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[30年度:8,223千円、R元年度:8,258千円、R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度:8,331千円]

4 利用状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	509,820 人	507,595 人	468,282 人	64,517 人	137,618 人
対 29 年度比	100.0	99.6	91.9	12.7	27.0

【主な施設の利用状況】

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%
利用者数	人	人	人	人	人
稼働率	%	%	%	%	%
地元利用率	%	%	%	%	%

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
雲仙岳災害記念館	長崎県	同左	平成 14 年	全国初の火山体験学習施設
奥尻島津波館	北海道	奥尻町	平成 12 年	災害の様子と復興を展示
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指標名	目標 [考え方]	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	達成度
設置目的に関する指標	入館者数	500,000 人 [H22(展示リニューアル)以後の入館者数平均値(概算)]	468,282 ( 1.5 千円)	64,517 ( 13.6 千円)	137,618 ( 5.7 千円)	27.5 %
サービス向上に関する指標	入館者アンケートにおける満足度	90 % [H22(展示リニューアル)以後の満足度平均値(概算)]	89.6	90.1	92.7	103.0 %
効率的な運営に関する指標	施設維持費等の縮減	704,721 千円以下 [H22(展示リニューアル)以前の施設維持費]	561,446	693,320	601,256	117.2 %
その他						#DIV/0! %

※ ( )書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

※ 達成度は、令和3年度指標値÷目標値

7 運営評価

必要性	阪神・淡路大震災の被災県として、その経験を語り継ぎ、教訓を未来に活かすことを通じて、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災施策の開発支援を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献するため必要である。震災から27年以上を経て被災体験の風化が懸念される中、展示を通じて防災の重要性を広く来館者に訴える上で、重要な役割を果たしており必要である。
有効性	例年、年間50万人前後が来館しており、高い集客力を有している。令和3年度は昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたものの、来館者アンケートでは9割が「満足した」と答えており、震災体験の継承や防災意識の向上に寄与している。
効率性	人員配置の見直しなど、施設運営費についての縮減に取り組み、効率的に運営している。
民間・市町との役割分担	阪神・淡路大震災で被災し災害救助法の対象となった自治体は、神戸・阪神地域を中心とする10市10町(当時)に及んでいる。震災体験とそこからの復興にかかる記録や伝承は、県が先導して取り組むべき課題である。
受益と負担の適正化	入館料については、市場調査や県内類似施設(野島断層保存館など)を参考に価格設定をしている。平成22年1月には、東館(旧ひと未来館)に新フロアをオープンしたことに伴い、一体的な展示・運営を実施することとし、入館料の適正化を図った。※大人(個人):各館500円、両館800円 → 両館600円へ改定。令和3年度の東館3階リニューアルオープンに伴い、東館単独料金を設定(大人300円)。

8 指定管理者制度導入の効果 (※ 直営施設については、導入しない理由)

導入効果等	制度の導入により、収支に考慮して展示を運営し、また、来館者満足度でも高い評価を得ており、利用者の意見を反映した管理運営に大きな成果を上げている。
-------	--

9 施設の見直し方針

見直し方針	引き続き指定管理者による効率的な運営を図る。
見直しの理由・考え方	指定管理者制度導入により、施設運営費の縮減に取り組むなど効率的・効果的な管理運営が行われていることから、今後とも同制度による管理運営を行う。

(別紙 料金体系)

## 入館料

### 西館・東館

大人	600円 (450円)
大学生	450円 (350円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

### 東館のみ

大人	300円 (200円)
大学生	200円 (150円)
高校生	無料
中学生・小学生	無料

## 障がい者

### 西館・東館

大人	150円 (100円)
大学生	100円 (50円)

### 東館のみ

大人	50円 (50円)
大学生	50円 (30円)

※身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の所持者1名につき介護者1名は無料。

※障害者手帳アプリ“ミライロID”の提示でも可 (ミライロID <https://miraio-id.jp>)

## 70歳以上の高齢者

### 西館・東館

300円 (200円)
-------------

### 東館のみ

150円 (100円)
-------------

※ ( ) 内は20名以上の団体料金。

※毎月17日は、入館無料 (17日が休館日の場合は、翌18日となります)

公的施設等運営評価調書  
(令和 3 年度 総合評価)

様式1

運営評価対象年度	令和 3 年度
状況調査基準年月日	令和4年4月1日

施設名	広域防災センター	施設所管部課室	危機管理部 消防保安課		
		記入責任者職氏名 (担当者職氏名)	総務部長兼管理課長 栗原 利典 ( 総務事務専門員 田尻 和晃 )		内線 ( 153 )

1 施設概要

設置目的	防災に関する体系的かつ実践的な研修、防災意識の普及啓発、消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点としての機能を果たす。						
設置根拠	条例名称 兵庫県立広域防災センターの設置及び管理に関する条例 (平成16年3月26日 条例第 19 号)						
所在地等	所在地	三木市志染町御坂1-19		設置年月日	平成 16 年 4 月 1 日 (R 4 .4現在経過年数 18 年)		
	電話番号	0794-87-2920		直近の大規模改修年月	平成 26 年 2 月 (R 4 .4現在経過年数 8 年)		
	HP・電子メール	koikibousai@pref.hyogo.lg.jp					
敷地面積	敷地面積	450,925.89 m <sup>2</sup>	所有者別 内訳	兵庫県	450,925.89 m <sup>2</sup>		
					m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>
施設内容	延床面積 11,592.00 m <sup>2</sup>						
	【各施設名とその概要】 ・学習・管理棟(事務室、研修室、講堂) ・教育棟(大教室、救急実技室、理化学実験室) ・宿泊棟 ・主訓練棟(大規模火災調査室、模擬火災訓練装置、耐熱・耐煙室) ・補助訓練塔 ・屋内訓練場 ・プール ・北グラウンド ・南グラウンド ・ヘリポート						
利用時間	消防学校 8:45~17:45		防災研修10:00~16:00				
休館日	消防学校 土、日、祝日、12月29日~翌年1月3日		防災研修 火曜日 12月29日~翌年1月3日				
利用料金	利用料金制度		料金体系				
	名称						
整備費	18,344,556 千円						
	(内訳) 当初整備	施設建築費	4,622,073 千円	財源内訳			
		用地費	12,382,666 千円				
		備品費等	1,339,817 千円				
		その他	千円				
	(内訳) 大規模改修	改修費	千円	国庫	千円	起債	13,500,000 千円
		備品費等	千円	特定	197,169 千円	一般	4,647,387 千円
		その他	千円	国庫	千円	起債	千円
	(内訳) 施設拡充	施設拡充等	千円	特定	千円	一般	千円
		備品費等	千円	国庫	千円	起債	千円
その他		千円	特定	千円	一般	千円	
業務内容	(1)防災に関する体系的かつ実践的な研修を行うこと。(2)消防職員及び消防団員の教育訓練を行うこと。(3)自主防災組織その他の団体が行う防災に関する活動を支援するために施設をその利用に供すること。(4)防災に関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。(5)救助に必要となる物資及び資機材の備蓄を行うこと。(6)災害時において、救助に必要となる物資及び資機材の集積及び配送を行うこと。(7)災害時において、救助に携わる国又は地方公共団体の職員の集結及び宿泊のために施設をその利用に供すること。(8)前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。						

2 運営体制

運営形態	県直営						
	指定管理者 指定内容	指定管理者名		指定の方法			
		所在地	県内所在地	特定の者を 指定する理由			
			主たる事務所				
		指定管理期間	～		履行保証保険の付保		
		導入(予定)時期	～				
公募施設の場合⇒	直近の公募年度	年度	公募回数	回目			
職員数	平成 30 年度		令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
	総 数		34 人	33 人	33 人	33 人	35 人
	うち県外向		人	人	人	人	人
	正 規		13 人	12 人	11 人	11 人	11 人
その他		21 人	21 人	22 人	22 人	24 人	
組織図							

3 運営費の状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

区 分	56287 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
支 出	312,127	297,576	310,815	317,889	293,492	
人件費	209,425	201,627	201,627	201,239	207,916	
維持管理費	62,017	55,215	61,743	56,287	52,031	
事業運営費	40,685	40,734	47,445	60,363	33,545	
その他						
収 入(財源内訳)	312,127	297,576	297,037	297,638	290,843	
県 費	一般財源	308,200	293,872	293,872	293,872	287,108
	使用料収入	3,927	3,704	3,165	3,766	3,735
	他(国庫・CSR等)					
	計	312,127	297,576	297,037	297,638	290,843
指定管理者 等	利用料金					
	自主事業					
	自主財源					
	計	0	0	0	0	0

※ 令和4年度は当初予算、その他は決算。ただし県職員人件費については、一人あたり次の額で積算。

[30年度:8,223千円、R元年度:8,258千円、R2年度:8,461千円、3年度:8,408千円、4年度:8,331千円]

4 利用状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	72,781 人	72,921 人	76,213 人	42,506 人	42,237 人
対 29 年度比	100	100.2	104.7	58.4	58.0

【主な施設の利用状況】

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
利用者数	34,441 人	32,362 人	37,348 人	7,114 人	11,985 人
稼働率	84 %	84 %	84 %	63 %	57 %
地元利用率	89 %	92 %	92 %	95 %	95 %

(1) 宿泊施設

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間営業日数 a	365 日				
宿泊定員 b	144 人				
客室数 c	24 室				
年間宿泊人数 d	37,865 人	39,782 人	38,493 人	27,049 人	30,195 人
年間延利用客室数 e	人	人	人	人	人
利用率 d/(a×b)	72 %	76 %	73 %	51 %	57 %
1日あたり宿泊人数 d/a	104 人	109 人	105 人	74 人	83 人
客室稼働率 e/(a×c)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

5 類似施設の状況

施設名称	所在地	設置者	設置年	施設概要
			年	
			年	
			年	

6 運営評価指標

	指 標 名	目 標 [考え方]	令和元年度	令和2年度	令和3年度	達成度
設置目的に関する指標	消防職員・消防団員の教育訓練人数(消防団員の1日入校、現地訓練を除く)	1,100 25年度実績以上	1,071 ( 0.0 千円)	716 ( 0.0 千円)	771 ( 412.3 千円)	70.1 %
サービス向上に関する指標	防災研修・体験学習利用者数	30,000 1日当たり100人	37,348 人	7,114 人	11,985 人	40.0 %
効率的な運営に関する指標	光熱水費の削減	95 対18年度比の95%の25,400千	88 %	89 %	87 %	91.6 %
その他						%

※ ( )書きは、1単位当たりのコスト(算定式:1単位当たりコスト=事業費÷指標値)

※ 達成度は、令和3年度指標値÷目標値

7 運営評価

必要性	センターの一部である消防学校は、消防組織法により都道府県に設置義務がある。併せて、自主防災組織等地域の防災リーダー(防災リーダー講座修了者2,406人(3年度末修了者累計数))の育成を通じて地域防災力を強化するとともに、一般県民に対する防災研修・体験学習等を実施し、県民の防災意識向上を図る必要がある。
有効性	令和3年度は、消防職員771人、消防団員60人が消防学校を修了している。また、防災研修・体験学習利用者は、コロナウイルス感染の影響により11,985人と目標(1日当たり100人)を大きく下回っているが、コロナ禍が終息すれば、令和元年度以前のように目標を上回ることが予想され、今後も利用の促進を図ることにより施設として有効性がある。
効率性	令和3年度光熱水費の実績は、冷暖房の温度設定(夏28度、冬19度)及び照明の部分点灯等の光熱水費削減に取り組んだことにより、平年並みの対令和元年度比102.0%となった。引き続き効率的な運営を図っていききたい。但し、令和2年度は、新型コロナウイルス等感染防止対策として、消防学校が休校になったため減少した。
民間・市町との役割分担	全県域の広域防災拠点として、必要な救助物資等の備蓄、災害時の救助物資集積、応急活動要員の集結基地としての機能を平時より確保しておく必要がある。一方、各市町においても、地域防災拠点が整備されており、災害時には、これら県と市町の防災拠点が連携することによって、迅速かつ効果的な災害対策が可能になる。消防学校は、市町の消防が十分行われるように、都道府県に設置が義務づけられている。なお、神戸市は、政令指定都市のため独自で消防学校を設置している。
受益と負担の適正化	消防、警察、災害派遣医療チーム等の公的な防災関係機関が訓練のために利用する施設であり、費用負担を求めている。また、一般県民の防災研修・体験学習での利用についても、多くの県民が利用し、防災意識の向上を図る必要があるため、費用負担を求めている。

8 指定管理者制度導入の効果（※ 直営施設については、導入しない理由）

導入効果等	消防組織法により県に設置義務が課せられている消防学校として、市町消防本部の協力を得ながら専門的な教育訓練を実施するとともに、災害時に全県域の広域防災拠点として機能するなど、県が本来果たすべき責務を実現する施設である。
-------	--

9 施設の見直し方針

見直し方針	消防組織法で消防学校の設置が義務づけられており、引き続き県直営で運営を行い、運営体制や業務内容の見直しにより、運営の合理化・効率化を図っていく。
見直しの理由・考え方	設置根拠・業務内容から指定管理者に委ねることは困難であり、県直営で効率的で質の高い管理運営を行う。